



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年12月22日(月) 号外(第3号)

■ 目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (学校人事課) 2

人事委員会規則

- 令和七年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則 5
○職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 6
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 6
○群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 9

企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 9

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (病院局経営戦略課) 9

■ 教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年12月22日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十八号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二から第二十三条の四までを次のように改める。

第二十三条の五第一項第一号中「第二十三条の二第一号に規定する」を「条例第

十一条又は第十二条の二の規定の適用を受ける」に改める。

第二十八条の四第二号及び第三号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第四十四条の七第一項第一号イ中「百分の百二十四以上百分の三百十五」を「百

分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百十二・

五以上百分の百二十四」を「百分の百十五以上百分の百二十六・五」に改め、同号

ハ中「百分の百一」を「百分の百三・五」に改め、同号ニ中「百分の九十二・五」

を「百分の九十五」に改め、同号第三号イ中「百分の八十七・五以上百分の二百六

十二・五」を「百分の九十以上百分の二百七十」に改め、同号ロ中「百分の七十

七・五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「百分の七十一」を「百分の七十三・

五」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十一・五」を「百分の五十四」に

改め、同項第二号中「百分の四十八」を「百分の五十・五」に改め、同項第三号中

「百分の四十六」を「百分の四十八・五」に改める。

第四十四条の十の次に次の二条を加える。

(校務の種類)

第四十四条の十の二 条例第二十四条の三第三項の教育委員会規則で定める校務は、

同項に規定する業務以外の校務とする。

第四十四条の十一に次の二条を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第二十四条の三第三項に規定する学級(小学校、

中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級

を除く。)を担任する業務を分掌する学校職員の義務教育等教員特別手当の月額

は、前項各号に定める額に三千円を加えた額とする。

附則第二十五項中「第四十四条の十一」を「第四十四条の十一第一項」に、

「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九(第四十四条の十一関係)
小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

学校職員 の区分	号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
			円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務学 校職員以外の 学校職員	1から	4まで	1,300	1,400	3,400	5,100
	5から	8まで	1,300	1,600	3,500	5,200
	9から	12まで	1,400	1,700	3,600	5,300
	13から	16まで	1,500	1,700	3,800	5,400
	17から	20まで	1,600	1,800	3,800	5,500
	21から	24まで	1,700	1,900	4,000	5,600
	25から	28まで	1,800	2,000	4,100	5,600
	29から	32まで	1,900	2,100	4,100	
	33から	36まで	1,900	2,200	4,200	
	37から	40まで	2,000	2,300	4,400	
	41から	44まで	2,200	2,400	4,400	
	45から	48まで	2,200	2,600	4,600	
	49から	52まで	2,300	2,600	4,700	
	53から	56まで	2,400	2,800	4,700	
	57から	60まで	2,400	3,000	4,800	
	61から	64まで	2,500	3,200	4,900	
	65から	68まで	2,600	3,300	5,000	
	69から	72まで	2,600	3,400	5,100	
	73から	76まで	2,700	3,500	5,100	
	77から	80まで	2,800	3,700	5,200	
	81から	84まで	2,800	3,800	5,200	
	85から	88まで	2,800	3,800	5,200	
	89から	92まで	2,900	3,900		
	93から	96まで	3,000	4,000		
	97から	100まで	3,100	4,100		
	101から	104まで	3,100	4,200		
	105から	108まで	3,200	4,300		
	109から	112まで	3,200	4,400		
	113から	116まで	3,200	4,400		
	117から	120まで	3,300	4,500		
	121から	124まで	3,300	4,600		
	125から	128まで	3,300	4,700		
	129から	132まで		4,700		
	133から	136まで		4,700		
	137から	140まで		4,700		
	141から	144まで		4,700		
	145から	148まで		4,800		
	149から	152まで		4,900		
	153から	156まで		4,900		
	157から	160まで		4,900		
	161から	164まで		4,900		
	165		4,900			
定年前再任用 短時間勤務学 校職員			2,200	2,600	3,500	4,400

別表第十(第四十四条の十一関係)
高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

学校職員 の区分	号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
			円	円	円	円
	1から	4まで	1,300	1,700	4,000	5,100
	5から	8まで	1,300	1,800	4,100	5,200
	9から	12まで	1,400	1,900	4,100	5,300
	13から	16まで	1,500	2,000	4,200	5,400
	17から	20まで	1,600	2,100	4,400	5,500
	21から	24まで	1,700	2,200	4,400	5,600
	25から	28まで	1,800	2,300	4,600	5,600
	29から	32まで	1,900	2,400	4,700	
	33から	36まで	1,900	2,600	4,700	
	37から	40まで	2,000	2,600	4,800	
	41から	44まで	2,200	2,800	4,900	
	45から	48まで	2,200	3,000	5,000	
	49から	52まで	2,300	3,200	5,100	
	53から	56まで	2,400	3,300	5,100	
	57から	60まで	2,400	3,400	5,200	
	61から	64まで	2,500	3,500	5,200	
	65から	68まで	2,600	3,700	5,200	
	69から	72まで	2,600	3,800		
	73から	76まで	2,700	3,800		
	77から	80まで	2,800	3,900		
定年前再任用 短時間勤務学 校職員以外の 学校職員	81から	84まで	2,800	4,000		
	85から	88まで	2,800	4,100		
	89から	92まで	2,900	4,200		
	93から	96まで	3,000	4,300		
	97から	100まで	3,100	4,400		
	101から	104まで	3,100	4,400		
	105から	108まで	3,200	4,500		
	109から	112まで	3,200	4,600		
	113から	116まで	3,200	4,700		
	117から	120まで	3,300	4,700		
	121から	124まで	3,300	4,700		
	125から	128まで	3,300	4,700		
	129から	132まで	3,400	4,700		
	133から	136まで	3,400	4,800		
	137から	140まで	3,400	4,900		
	141から	144まで	3,500	4,900		
	145から	148まで	3,500	4,900		
	149から	152まで	3,500	4,900		
	153		3,500	4,900		
定年前再任用 短時間勤務学 校職員			2,200	2,600	3,500	4,400

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

とする。

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に改める。

附則第五項中「百分の百五十」を「百分の百五十七・五」に改める。

1

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県公立学校職員の給

与の支給に関する規則第二十三条の二から第二十三条の四まで、第二十三条の五

第一項第一号並びに第二十八条の四第二号及び第三号の改正規定、第四十四条の

十の次に一条を加える改正規定、第四十四条の十一に一項を加える改正規定、附

則第二十五項の改正規定並びに別表第九及び別表第十の改正規定は、令和八年一

月一日から施行する。

2

第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四

十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項並びに第二条の規定による改正

後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則

第四項及び第五項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

■人事委員会規則

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十一号

令和七年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受け

る任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年群馬県条例第六十八号)附則第二条の規定に基づき、最高の号給を超える給料月額を受けていた任期付研究員等の給料月額の切替えに関する必要な事項を定めるものとする。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え)

附則 第三条 適用日の前日において群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

適用日の前日における給料月額	新給料月額
円 979, 000	円 1, 006, 000

適用日の前日における給料月額	新給料月額
円 926, 000	円 956, 000
円 979, 000	円 1, 006, 000

2 1

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける

任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則(令和六年群馬県人事委員会規則第十七号)は、廃止する。

員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十二号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号イ中「百分の百二十四以上百分の三百十五」を「百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五」に、「百分の百四十八以上百分的三百七十五」を「百分の百五十・五以上百分の三百八十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百十二・五以上百分の百二十四」を「百分の百十五以上百分の百二十六・五」に、「百分の百三十三・五以上百分の百四十八」を「百分の百三十六以上百分の百五十・五」に改め、同号ハ中「百分の百一」を「百分の百三・五」に、「百分の百二十一」を「百分の百二十三・五」に改め、同号ニ中「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十一・五」を「百分の百十四」に改め、同項第二号イ中「百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五」を「百分の九十以上百分の二百七十」に改め、同号ロ中「百分的七十七・五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「百分の七十二」を「百分的七十三・五」に改める。

第二十九条の七の二第一項第一号中「百分の五十一・五」を「百分的五十四」に、「百分的六十一・五」を「百分的六十四」に改め、同項第二号中「百分的四十八」を「百分的五十八」に、「百分的五十八」を「百分的六十一・五」に改め、同号ロ中「百分的四十八」を「百分的五十六」を「百分的五十八・五」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県

人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の三百十五」を「百分的三百二十二・五」に、「百分的三百七十五」を「百分的三百八十二・五」に改める。

附則第五項中「百分的百五十」を「百分的百五十七・五」に、「百分的百五十七・五」を「百分的百八十七・五」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則及び職

群馬県人事委員会規則第三十三号

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
群馬県人事委員会規則第十六号初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年十二月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

別表第一(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 52,100	円 30,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	29,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	28,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	27,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	26,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	23,500
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	50,300	21,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	48,500	18,500
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	46,700	16,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	44,900	13,500
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	43,100	11,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	41,300	8,500
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	39,500	6,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	37,700	3,500
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	36,300	1,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	18,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

別表第二(附則第2項関係)

期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
1年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	21,000
1年以上2年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	20,300
2年以上3年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	19,600
3年以上4年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	18,900
4年以上5年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	18,200
5年以上6年未満	292,300	259,900	217,600	36,500	16,500
6年以上7年未満	292,300	259,900	217,600	35,200	14,700
7年以上8年未満	292,300	259,900	217,600	34,000	13,000
8年以上9年未満	292,300	259,900	217,600	32,700	11,200
9年以上10年未満	292,300	259,900	217,600	31,400	9,500
10年以上11年未満	292,300	259,900	217,600	30,200	7,700
11年以上12年未満	292,300	259,900	217,600	28,900	6,000
12年以上13年未満	292,300	259,900	217,600	27,700	4,200
13年以上14年未満	292,300	259,900	217,600	26,400	2,500
14年以上15年未満	292,300	259,900	217,600	25,400	700
15年以上16年未満	292,300	259,900	217,600	24,400	
16年以上17年未満	289,200	257,100	215,300	23,500	
17年以上18年未満	286,200	254,300	212,900	22,500	
18年以上19年未満	283,100	251,500	210,600	21,500	
19年以上20年未満	280,000	248,700	208,300	20,500	
20年以上21年未満	276,900	245,900	206,000	19,500	
21年以上22年未満	267,100	237,300	198,300	19,100	
22年以上23年未満	255,600	227,000	189,900	18,700	
23年以上24年未満	244,000	216,200	181,200	18,000	
24年以上25年未満	232,500	205,300	172,400	17,600	
25年以上26年未満	220,900	194,100	163,700	17,200	
26年以上27年未満	208,700	182,200	152,800	16,700	
27年以上28年未満	196,400	170,300	142,000	16,300	
28年以上29年未満	184,200	158,400	131,100	15,800	
29年以上30年未満	171,600	146,200	120,300	15,500	
30年以上31年未満	159,000	133,900	108,700	15,300	
31年以上32年未満	146,400	121,700	97,200	14,800	
32年以上33年未満	133,100	109,100	85,600	14,200	
33年以上34年未満	119,800	96,100	73,000	13,600	
34年以上35年未満	106,500	83,200	60,400	13,100	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第六中「三一〇、〇〇〇円」を「三一〇、八〇〇円」に、「三〇七、五〇〇円」を「三〇八、三〇〇円」に、「三〇五、一〇〇円」を「三〇五、九〇〇円」に、「三〇二、六〇〇円」を「三〇三、四〇〇円」に、「三〇〇、一〇〇円」を「三〇〇、九〇〇円」に、「二九五、五〇〇円」を「二九六、五〇〇円」に、「二九〇、八〇〇円」を「二九一、一〇〇円」に、「二八六、二〇〇円」を「二八七、七〇〇円」に、「二八一、五〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に、「二七一、四〇〇円」を「二七四、一〇〇円」に、「二六一、三〇〇円」を「二六四、八〇〇円」に、「二五一、一〇〇円」を「二五五、六〇〇円」に、「二四一、〇〇〇円」を「二四六、三〇〇円」に、「二三九、一〇〇円」を「二三五、四〇〇円」に、「二二七、三〇〇円」を「二二四、六〇〇円」に、「二〇五、四〇〇円」を「二一三、七〇〇円」に、「一九三、五〇〇円」を「二〇一、八〇〇円」に、「一八〇、六〇〇円」を「一九〇、九〇〇円」に、「一六七、八〇〇円」を「一七九、一〇〇円」に、「一五四、九〇〇円」を「一六七、二〇〇円」に、「一四一、〇〇〇円」を「一五五、三〇〇円」に、「一二四、五〇〇円」を「一三八、八〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一二三、三〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一〇四、三〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「八六、三〇〇円」に改める。

○円

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第六の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 29条第二項及び第三項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

4 改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

(給与の内払)

令和7年12月22日(月)

群馬県報

号外(第3号)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
